

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 労働衛生（有害業務）

- ① 空気中の有害物質
- ② 粉じんによる健康障害
- ③ 金属による健康障害
- ④ 有機溶剤による健康障害
- ⑤ 化学物質等による健康障害
- ⑥ 騒音による健康障害
- ⑦ 電離放射線による健康障害
- ⑧ 有害要因による健康障害
- ⑨ 化学物質のリスクアセスメント
- ⑩ 労働衛生対策
- ⑪ 作業環境測定
- ⑫ 局所排気装置
- ⑬ 労働衛生保護具
- ⑭ 特殊健康診断

## 【令和7年4月】

【問11】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) リスクアセスメントの基本的手順のうち最初に実施するのは、労働者の就業に係るリスクアセスメント対象物による危険性又は有害性を特定することである。
- (2) リスクの見積りに当たっては、過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もる。
- (3) リスクアセスメント対象物による疾病について、当該物質への労働者のばく露濃度等を測定し、ばく露量をばく露限界と比較しリスクを見積もる場合、ばく露限界としては、管理濃度が最も適している。
- (4) リスクアセスメント対象物による疾病のリスク低減措置の検討では、作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策よりも局所排気装置の設置等の衛生工学的対策を優先する。
- (5) リスクアセスメント対象物による疾病のリスク低減措置の検討に当たっては、より優先順位の高い措置を実施することにした場合であって、当該措置により十分にリスクが低減される場合には、当該措置よりも優先順位の低い措置の検討は必要ない。

## ▶▶解説◀◀

- (1) (2) (4) (5) 正しい
- (3) **誤り**：「管理濃度」⇒「許容濃度」。

\*解答\* (3)

## 【令和6年10月】

【問12】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示されている化学物質等による健康障害に係るリスクを見積もる方法として、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸として、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (2) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法
- (3) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していく方法
- (4) 取り扱うリスクアセスメント対象物の年間の取扱量及び作業時間を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法
- (5) リスクアセスメント対象物への労働者のばく露の程度及び当該物質による有害性の程度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法

## ▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (5) 適切である
- (4) **適切でない**：「年間の取扱量及び作業時間」⇒「発生可能性及び重篤度」。選択肢は数値化法である。

\*解答\* (4)

## 【令和6年4月】

【問18】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) リスクアセスメントの基本的手順のうち最初に実施するのは、労働者の就業に係る化学物質等による危険性又は有害性を特定することである。
- (2) ハザードは、労働災害発生の可能性と負傷又は疾病の重大性(重篤度)の組合せであると定義される。
- (3) 化学物質等による疾病のリスク低減措置の検討では、化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用よりも作業手順の改善、立入禁止等の管理的対策を優先する。
- (4) 化学物質等による疾病のリスク低減措置の検討では、法令に定められた事項を除けば、危険性又は有害性のより低い物質への代替等を最優先する。
- (5) 化学物質等による疾病のリスク低減措置の検討に当たっては、より優先順位の高い措置を実施することにした場合であって、当該措置により十分にリスクが低減される場合には、当該措置よりも優先順位の低い措置の検討は必要ない。

## ▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：選択肢の内容はリスク。ハザードは、労働者の就業に係る危険性又は有害性をいう。建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、作業行動その他業務に起因する。

\*解答\* (2)

## 【令和 5 年 10 月】

【問 1 3】 化学物質等による疾病のリスクの低減措置について、法令に定められた措置以外の措置を検討する場合、優先度の最も高いものは次のうちどれか。

- (1) 化学物質等に係る機械設備等の密閉化
- (2) 化学物質等に係る機械設備等への局所排気装置の設置
- (3) 化学反応のプロセス等の運転条件の変更
- (4) 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用
- (5) 作業手順の改善

## ▶▶解説◀◀

疾病のリスク低減措置の**優先度が高い順**は、次の通り。

- ① 化学反応のプロセス等の運転条件の変更等の本質的対策：(3)。
- ② 化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置等の設置等の工学的対策：(1) (2)。
- ③ 作業手順の改善、マニュアルの整備、立入禁止措置等の管理的対策：(5)。
- ④ 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用：(4)。

\*解答\* (3)

## 【令和 5 年 4 月】

【問 1 1】 化学物質等による疾病のリスクの低減措置について、法令に定められた措置以外の措置を検討する場合、優先度の最も高いものは次のうちどれか。

- (1) 化学物質等に係る機械設備等の密閉化
- (2) 化学物質等に係る機械設備等への局所排気装置の設置
- (3) 作業手順の改善
- (4) 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用
- (5) 化学反応のプロセス等の運転条件の変更

## ▶▶解説◀◀

疾病のリスク低減措置の**優先度が高い順**は、次の通り。

- ① 化学反応のプロセス等の運転条件の変更等の本質的対策：(5)。
- ② 化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置等の労働衛生工学的対策：(1) (2)。
- ③ 作業手順の改善、マニュアルの整備、立入禁止措置等の管理的対策：(3)。
- ④ 化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用：(4)。

\*解答\* (5)

## 【令和4年10月】

【問12】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示されている化学物質等による健康障害に係るリスクを見積もる方法として、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸として、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (2) 取り扱う化学物質等の年間の取扱量及び作業時間を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法
- (3) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していく方法
- (4) ILOの化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）を用いる方法
- (5) 対象の化学物質等への労働者のばく露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法

## ▶▶解説◀◀

- (1) 適切：選択肢は、マトリクス法。
- (2) 適切でない：「取り扱う化学物質等の年間の取扱量及び作業時間」⇒「発生可能性及び重篤度」。選択肢は、数値化法。
- (3) 適切：選択肢は、枝分かれ図を用いた方法。
- (4) 適切：通称は、コントロール・バンディングと呼ばれている。
- (5) 適切：選択肢は、あらかじめ尺度化した表を使用する方法である。

\*解答\* (2)

【令和4年4月】

【問11】 化学物質等による疾病のリスクの低減措置を検討する場合、次のアからエの対策について、優先度の高い順に並べたものは(1)～(5)のうちどれか。

- ア：化学反応のプロセス等の運転条件の変更
- イ：作業手順の改善
- ウ：化学物質等に係る機械設備等の密閉化
- エ：化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用

- (1) ア－ウ－イ－エ
- (2) ア－エ－ウ－イ
- (3) イ－ア－ウ－エ
- (4) ウ－ア－イ－エ
- (5) ウ－ア－エ－イ

▶▶解説◀◀

疾病のリスク低減措置の**優先度が高い順**は次の通り。

- ①ア：化学反応のプロセス等の運転条件の変更等の本質的対策。
- ②ウ：化学物質等に係る機械設備等の密閉化、局所排気装置等の労働衛生工学的対策。
- ③イ：作業手順の改善、マニュアルの整備、立入禁止措置等の管理的対策。
- ④エ：化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用。

\*解答\* (1)

## 【令和3年10月】

【問15】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示されている化学物質等による疾病に係るリスクを見積もる方法として、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸として、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (2) 取り扱う化学物質等の年間の取扱量及び作業時間を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法
- (3) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していく方法
- (4) ILOの化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)を用いる方法
- (5) 対象の化学物質等への労働者のばく露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法

## ▶▶解説◀◀

- (1) 適切：選択肢は、マトリクス法。
- (2) **適切でない**：数値化法は、発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法である。
- (3) 適切：選択肢は、枝分かれ図を用いた方法。
- (4) 適切：コントロール・バンディングは、ILO（国際労働機関）が公表したばく露量の測定などを行わないで、安全データシート（SDS）などの情報を利用する簡易で実用的なリスクアセスメント手法であり、化学物質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対策の区分を示す方法である。
- (5) 適切：選択肢は、あらかじめ尺度化した表を使用する方法。

\*解答\* (2)

## 【令和3年4月】

【問11】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメントに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) リスクアセスメントは、化学物質等を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき、化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するときなどに実施する。
- (2) 化学物質等による危険性又は有害性の特定は、リスクアセスメント等の対象となる業務を洗い出した上で、原則として国連勧告の「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」などで示されている危険性又は有害性の分類等に即して行う。
- (3) リスクの見積りは、化学物質等が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)及び当該危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮して行う。
- (4) 化学物質等による疾病のリスクについては、化学物質等への労働者のばく露濃度等を測定し、測定結果を厚生労働省の「作業環境評価基準」に示されている「管理濃度」と比較することにより見積もる方法が確実性が高い。
- (5) リスクアセスメントの実施に当たっては、化学物質等に係る安全データシート、作業標準、作業手順書、作業環境測定結果等の資料を入手し、その情報を活用する。

## ▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (5) 正しい
- (4) **誤り**：「管理濃度」⇒「ばく露限界」。実測値による方法では、化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等のばく露限界と比較する。

\*解答\* (4)

## 【令和2年10月】

【問11】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示されている化学物質等による疾病に係るリスクを見積もる方法として、適切でないものは次のうちどれか。

- (1) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸として、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (2) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法
- (3) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していく方法
- (4) 対象の化学物質等への労働者のばく露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (5) 調査の対象とした化学物質等への労働者の個人ばく露濃度を測定し、測定結果を厚生労働省の「作業環境評価基準」に示されている当該化学物質の管理濃度と比較する方法

## ▶▶解説◀◀

- (1) 適切：指針9. リスクの見積り（マトリクス法）。
- (2) 適切：指針9. リスクの見積り（数値化法）。
- (3) 適切：指針9. リスクの見積り（枝分かれ図を用いた方法）。
- (4) 適切：指針9. リスクの見積り（あらかじめ尺度化した表を使用する方法）。
- (5) **不適切**：「管理濃度」⇒「ばく露限界」。指針9. リスクの見積り（実測値による方法）。

\*解答\* (5)

【令和2年4月】

【問15】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) リスクアセスメントの基本的手順のうち最初に実施するのは、労働者の就業に係る化学物質等による危険性又は有害性を特定することである。
- (2) ハザードは、労働災害発生の可能性と負傷又は疾病の重大性(重篤度)の組合せであると定義される。
- (3) 化学物質等による疾病のリスク低減措置の検討では、化学物質等の有害性に応じた有効な保護具の使用よりも局所排気装置の設置等の衛生工学的対策を優先する。
- (4) 化学物質等による疾病のリスク低減措置の検討では、法令に定められた事項を除けば、危険性又は有害性のより低い物質への代替等を最優先する。
- (5) 新たに化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合には、その化学物質等を譲渡し、又は提供する者から、その化学物質等のSDS(安全データシート)を入手する。

▶▶解説◀◀

- (1) (3) (4) (5) 正しい
- (2) **誤り**：ハザードは、労働者の就業に係る危険性又は有害性をいう。

\*解答\* (2)

## 【平成 31 年 4 月】

【問 1 4】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメントに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) リスクアセスメントは、化学物質等を原材料等として新規に採用し、又は変更するときのほか、化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するときなどに実施する。
- (2) 化学物質等による危険性又は有害性の特定は、化学物質等について、リスクアセスメント等の対象となる業務を洗い出した上で、国連勧告の「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」等に示されている危険性又は有害性の分類に則して行う。
- (3) 健康障害に係るリスクの見積りは、「化学物質等により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）」及び「当該健康障害の程度（重篤度）」を考慮して行う方法がある。
- (4) 化学物質等による健康障害に係るリスクについては、化学物質等への労働者のばく露濃度を測定し、測定結果を厚生労働省の「作業環境評価基準」に示されている「管理濃度」と比較することにより見積もる方法が確実性が高い。
- (5) リスクアセスメントの実施に当たっては、化学物質等に係る安全データシート、作業標準、作業手順書、作業環境測定結果等の資料を入手し、その情報を活用する。

## ▶▶解説◀◀

- (1) (2) (3) (5) 正しい
- (4) **誤り**：「管理濃度」⇒「ばく露限界」。実測値による方法では、化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等のばく露限界と比較する。

\*解答\* (4)

## 【平成 30 年 10 月】

【問 1 1】 厚生労働省の「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示されている、化学物質等による疾病に係るリスクを見積もる方法として不適切なものは次のうちどれか。

ただし、発生可能性とは、化学物質等により労働者の健康障害を生ずるおそれの程度をいい、重篤度とは、健康障害の程度をいう。

- (1) 発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (2) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等する方法
- (3) 発生可能性及び重篤度を段階的に分岐していく方法
- (4) 化学物質等への労働者のばく露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用する方法
- (5) 化学物質等への労働者のばく露濃度を測定し、測定結果を厚生労働省の「作業環境評価基準」に示されている当該化学物質の管理濃度と比較する方法

## ▶▶解説◀◀

- (1) 適切：リスクの見積り（ア）、マトリクス法。
- (2) 適切：リスクの見積り（ア）、数値化法。
- (3) 適切：リスクの見積り（ア）、枝分かれ図を用いた方法。
- (4) 適切：リスクの見積り（イ）、あらかじめ尺度化した表を使用する方法。
- (5) **不適切**：「管理濃度」⇒「ばく露限界」。リスクの見積り（イ）、実測値による方法。

\*ステップ 2 発生可能性と重篤度を考慮する方法リスクの見積り

(ア) 発生可能性と重篤度を考慮する方法

- ①マトリクス法、②数値化法、③枝分かれ図を用いた方法、④コントロール・バンディング、⑤災害のシナリオから見積もる方法。

(イ) ばく露濃度などと有害性の程度を考慮する方法

- ①実測値による方法、②使用量などから推定する方法、③あらかじめ尺度化した表を使用する方法。

(ウ) その他、(ア)、(イ) に準じる方法

\*解答\* (5)